

1 調査の目的

食品流通段階別価格形成調査（水産物調査）（以下「本調査」という。）は、産地から消費地に至る各流通段階別の流通経費等の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成の過程を試算することにより、食料の安定供給の確保に向けた食品流通の効率化・高度化、流通構造改革等の施策を推進すること並びに水産物の多様な流通ルート構築による取引の選択肢の拡大等の推進に必要な資料を整備することを目的としている。

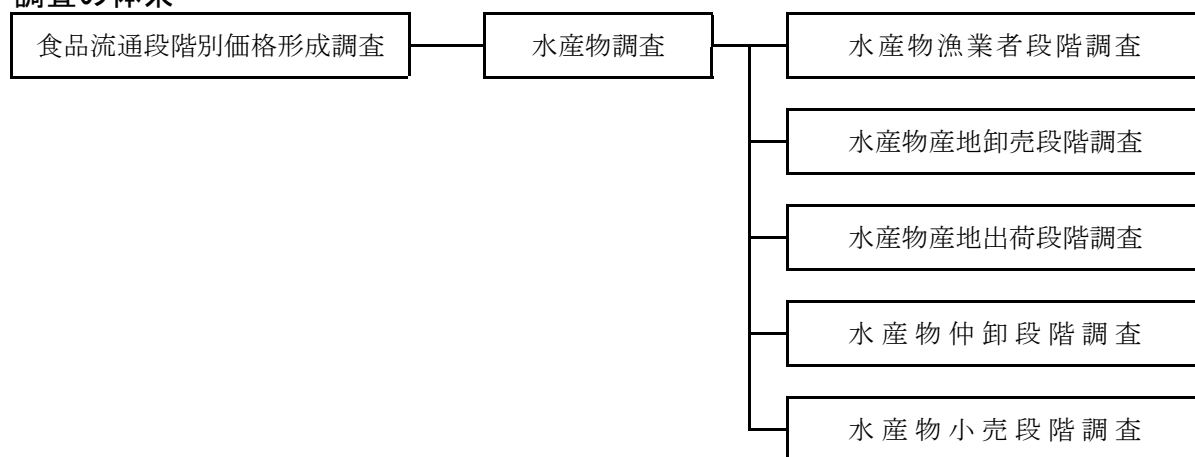
2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機構

農林水産省が委託した民間事業者を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 水産物漁業者段階調査

漁業者（直近の漁業センサスにおける、漁業経営体のことをいう。）

(2) 水産物産地卸売段階調査

産地卸売業者（産地卸売市場において漁業者から販売委託を受け、又は買い受けて水産物の卸売業務を行う事業者をいう。）

(3) 水産物産地出荷段階調査

産地出荷業者（産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者から主として生鮮の水産物を買って消費地卸売市場に出荷する業務を行う事業者をいう。）

(4) 水産物仲卸段階調査

仲卸業者（消費地卸売市場において卸売業者から買い受けた水産物を小売業者等に販売する業務を行う事業者をいう。）

(5) 水産物小売段階調査

小売業者（仕入れた水産物を消費者に販売する業務を行う事業者をいう。）

6 調査対象品目

調査対象品目は、水産物全体（生鮮・冷凍・塩蔵・塩干の魚類、貝類、水産動物、海藻類をいう（以下同じ。）。）の把握に加え、次の国産の生鮮・冷凍水産物 9 品目とした。

なお、水産物全体の数値には、輸入品を含み（水産物漁業者段階調査を除く。）、常温保存が可能な乾物加工品は含まない（以下同じ。）。

かつお・まぐろ類（くろまぐろを除く。）、いわし類、あじ類、さば類、さんま、たい類、ひらめ・かれい類、ぶり類、いか類

※ 各品目の詳細な魚種の定義については「（参考）魚種分類の定義」参照

7 抽出方法

(1) 水産物漁業者段階調査

2023 年漁業センサス結果を基に「海面漁業における水産物の漁獲・収獲及び販売を行っている漁業経営体」を調査母集団として設定し、母集団内の漁業経営体を漁獲物・収獲物の販売金額規模の大きさに応じて規模階層に区分した上で次のとおり選定した。

ア 調査対象品目いずれかの販売金額が 1 位である漁業経営体については、調査対象品目のうち販売金額 1 位の出荷先（漁協、卸売市場、小売業、直接販売等）別に系統抽出法により選定した。

イ 調査対象品目以外の販売金額が 1 位の漁業経営体については、販売金額 1 位の出荷先（漁協、卸売市場、小売業、直接販売等）別に系統抽出法により選定した。

(2) 水産物産地卸売段階調査

ア 2022 年及び 2023 年産地水産物流通調査（漁港別品目別上場水揚量・卸売価格）結果に基づき、漁港ごとの水揚量と価格から卸売金額を算出し、調査対象品目ごとに漁港ごとの値を合計し、全国の値を算出した。その後、調査対象品目ごとに卸売金額が高い漁港から選定し、選定した漁港の卸売金額を足し上げた金額が、調査対象品目別の全国の卸売金額に対して 8 割を超えるまで選定した。ただし、8 割を超えるまでの漁港数が 10 未満の場合は 10 漁港まで選定し、20 以上の場合は 20 漁港まで選定した。

イ アで選定した漁港の産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者全てを調査対象とした。

(3) 水産物産地出荷段階調査

(2) アで選定した漁港において調査対象品目を取り扱っている産地出荷業者を、調査対象品目ごとに原則 2 事業者選定した（複数の調査対象品目で同一の産地出荷業者を選定することも可とした。）。

(4) 水産物仲卸段階調査

ア 令和 3 年度及び令和 4 年度の行政記録情報（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 12 条第 1 項の規定による農林水産大臣への報告において、卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）第 16 条第 2 項に基づき添付することとされている事業報告書等）を基に全国の卸売市場のうち、水産物の卸売金額が全国計の 6 割を超えるまでの上位市場を選定した。

イ アで選定した卸売市場に所属する水産物を取り扱う仲卸業者のうち、調査対象品目を取り扱う仲卸業者を有意に選定した。

(5) 水産物小売段階調査

令和3年経済センサスー活動調査結果に基づき、水産物を販売している小売業者を水産物の販売金額階層別に系統抽出法で選定した。

8 調査対象者数

調査対象者数、有効回答数等は、次のとおり。

単位：漁業経営体、事業者又は企業・店舗

	調査対象者数	有効回答数	有効回答率 (%)
水産物漁業者段階調査	4,154	1,540	37.1
水産物産地卸売段階調査	81	66	81.5
水産物産地出荷段階調査	260	80	30.8
水産物仲卸段階調査	200	90	45.0
水産物小売段階調査	610	227	37.2

- 注：1 有効回答数とは、廃業・休業、無効回答を除く集計に用いた調査対象者の数である（以下同じ。）。
- 2 有効回答率は、有効回答数を調査対象者数で除して算出した。
- 3 調査対象者数及び有効回答数の単位は、水産物漁業者段階調査では漁業経営体、水産物産地卸売段階調査、水産物産地出荷段階調査及び水産物仲卸段階調査では事業者、水産物小売段階調査では企業・店舗である。
- 4 水産物小売段階調査では、一部の調査対象者が本社傘下の全小売店舗分を企業単位で一括回答しているため、回答されたデータには個別店舗と企業全体のデータが混在している。

水産物漁業者段階調査の品目別有効回答数

単位：漁業経営体

品目	かつお・まぐろ類	いわし類	あじ類	さば類	さんま
有効回答数	136	134	36	43	17
品目	たい類	ひらめ・かれい類	ぶり類	いか類	
有効回答数	140	92	157	70	

水産物産地卸売段階調査の品目別有効回答数

単位：事業者

品目	かつお・まぐろ類	いわし類	あじ類	さば類	さんま
有効回答数	55	50	52	59	29
品目	たい類	ひらめ・かれい類	ぶり類	いか類	
有効回答数	52	61	58	62	

- 注：本段階調査の品目別有効回答数は、複数の品目の回答を可としていたことから、各品目において同じ調査対象者が含まれている場合がある（以下水産物産地出荷段階調査、水産物仲卸段階調査、水産物小売段階調査の各品目別についても同じ。）。

水産物産地出荷段階調査の品目別有効回答数

単位：事業者

品目	かつお・まぐろ類	いわし類	あじ類	さば類	さんま
有効回答数	43	48	48	50	19
品目	たい類	ひらめ・かれい類	ぶり類	いか類	
有効回答数	42	40	52	41	

水産物仲卸段階調査の品目別有効回答数

単位：事業者

品目	かつお・まぐろ類	いわし類	あじ類	さば類	さんま
有効回答数	86	70	71	71	70
品目	たい類	ひらめ・かれい類	ぶり類	いか類	
有効回答数	77	74	75	74	

水産物小売段階調査の品目別有効回答数

単位：企業・店舗

品目	かつお・まぐろ類	いわし類	あじ類	さば類	さんま
有効回答数	223	218	219	222	217
品目	たい類	ひらめ・かれい類	ぶり類	いか類	
有効回答数	217	215	219	222	

注：本段階調査の品目別有効回答数は、各品目の国産の生鮮・冷凍品の仕入金額を回答した調査対象者数である。

9 調査事項

調査事項は、次に掲げるとおりとした。

(1) 水産物漁業者段階調査

- ア 販売金額及び出荷先別販売金額割合（水産物全体）
- イ 出荷先別販売数量及び販売金額（調査対象品目）
- ウ 消費者への直接販売の販売経費等（水産物全体）

(2) 水産物産地卸売段階調査

- ア 産地卸売市場の取扱数量及び取扱金額（水産物全体）
- イ 出荷先別販売金額割合（水産物全体）
- ウ 販売事業収益（水産物全体）
- エ 販売費等の経費（水産物全体）
- オ 取扱数量及び取扱金額（調査対象品目別）

(3) 水産物産地出荷段階調査

- ア 仕入金額、販売金額及び奨励金（水産物全体）
- イ 販売費及び一般管理費等（水産物全体）
- ウ 仕入金額及び販売金額等（調査対象品目別）

(4) 水産物仲卸段階調査

- ア 仕入金額及び販売金額（水産物全体）
- イ 仕入金額及び販売金額等（調査対象品目別）

(5) 水産物小売段階調査

- ア 仕入金額及び販売金額（水産物全体）
- イ 仕入金額（調査対象品目別）
- ウ 販売金額等（調査対象品目別）
- エ 仕入先別仕入金額割合（調査対象品目別）

10 調査対象期間及び調査実施時期

(1) 調査対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、上記期間の一部を含む記入が可能な直近1年間とした。

(2) 調査実施時期

調査票の配布：令和7年9月上旬

調査票の回収：令和7年10月中旬

11 調査方法

農林水産省 — 民間事業者 — 報告者

農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインで回収する方法により実施した。

12 集計・推計方法

(1) 水産物漁業者段階調査

ア 販売金額（総計及び出荷先別）（水産物全体）の推定値
次の推定式により算出した。

〈推定値の計算式〉

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

T : x の総計の推定値

L : 階層区分の数

i : 階層を表す添字

j : 標本経営体を表す添字

N_i : i 階層の母集団の大きさ

n_i : i 階層の調査結果が得られた標本経営体数

x_{ij} : i 階層の調査結果が得られた j 番目の標本経営体に係る x の調査値

イ 出荷先別販売数量及び販売金額（調査対象品目別）（1漁業経営体当たり）

調査対象品目の出荷先別販売数量及び販売金額を品目別の有効回答数で除して算出した。

ウ 消費者への直接販売の販売経費等（調査対象品目別）

「消費者への直接販売があった」と回答した調査対象者の水産物全体の直接販売に係る販売経費等を当該調査対象者の水産物全体の販売金額に占める各調査対象品目の販売金額の割合で案分した後、各調査対象品目で合計し、消費者への直接販売があった各調査対象品目の販売数量で除して算出した。

なお、消費者への直接販売を行った調査対象者が、販売経費等のうち人件費を把握できない場合は、当該調査対象者の直接販売に係る労働時間及び「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）を基にした労賃単価を用いて推定した。労賃単価は、毎月勤労統計調査（全国調査）結果に基づき、飲食料品小売業（5～29人規模）の事業所における常用労働者1人平均月間現金給与額のうち所定内給与額の調

査対象期間 1 年間の累積額を、1 人平均月間実労働時間のうち所定内労働時間数の調査対象期間 1 年間の累積時間で除して算出した。

(2) 水産物産地卸売段階調査

ア 1 事業者当たり平均（水産物全体）
有効回答数で除して算出した。

イ 100kg 当たり単価（水産物全体）
$$\frac{\text{水産物全体の産地卸売金額等（円）}}{\text{水産物全体の産地卸売数量（kg）}} \times 100$$

ウ 出荷先別販売金額割合（水産物全体）
水産物全体の販売金額に出荷先別販売金額割合を乗じて算出される出荷先別販売金額を出荷先別に合計し、水産物全体の販売金額の合計で除して算出した。

エ 産地卸売数量及び産地卸売金額（調査対象品目別）（1 事業者当たり）
調査対象品目の産地卸売数量及び産地卸売金額を品目別の有効回答数で除して算出した。

オ 産地卸売価格（100kg 当たり）（調査対象品目別）
$$\frac{\text{調査対象品目の産地卸売金額（円）}}{\text{調査対象品目の産地卸売数量（kg）}} \times 100$$

(3) 水産物産地出荷段階調査

ア 販売収入、仕入金額及び産地出荷経費（水産物全体）（1 事業者当たり）
有効回答数で除して算出した。

イ 仕入金額及び販売金額（調査対象品目別）（1 事業者当たり）
調査対象品目の仕入金額及び販売金額を品目別の有効回答数で除して算出した。

(4) 水産物仲卸段階調査

1 事業者当たり平均（水産物全体及び調査対象品目別）
有効回答数で除して算出した。

(5) 水産物小売段階調査

ア 仕入先別仕入金額（調査対象品目別）の推定値
(1) アと同様の推定式により算出した。

イ 仕入金額及び販売金額（水産物全体）（1 店舗当たり）の推定値
(1) アと同様の推定式により算出した仕入金額及び販売金額を、小売店舗数で除して算出した。

ウ 仕入金額及び販売金額（調査対象品目別）（1 店舗当たり）
調査対象品目の仕入金額及び販売金額を小売店舗数で除して算出した。

13 目標精度及び実績精度

(1) 水産物漁業者段階調査

1 漁業経営体当たりの水産物全体の販売金額を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷販売金額の推定値×100）により示すと1.4%であった（目標精度5%）。

(2) 水産物産地卸売段階調査、水産物産地出荷段階調査、水産物仲卸段階調査 代表的な事業者を選定・調査していること等から、目標精度は設定していない。

(3) 水産物小売段階調査

1 企業・店舗当たりの水産物全体の仕入金額を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷仕入金額の推定値×100）により示すと2.5%であった（目標精度5%）。

14 試算値における流通経費の考え方

(1) 漁業者段階の流通経費

漁業者段階の流通経費は、漁業者が水揚げ（漁業生産）した水産物が産地卸売市場、消費地卸売市場及び小売業者を経由せず、消費者に直接販売された際に、水産物を選別・荷造りするための労働費、材料費、運送費等の出荷・販売に係る経費である。

(2) 産地卸売段階の流通経費

産地卸売段階の流通経費は、水産物が漁港に水揚げされてから、選別、荷造り、出荷等を行い、産地卸売市場において販売されるまでに要した経費である。

(3) 産地出荷段階の流通経費

産地出荷段階の流通経費は、産地出荷業者が産地卸売市場で水産物を仕入れてから卸売業者を経由し販売するまで又は直接、仲卸業者等に販売するまでに要した経費であり、加工事業、冷蔵倉庫事業に係る経費を除いたものである。

なお、卸売業者の要した経費は、産地出荷業者が支払った卸売手数料として産地出荷業者の経費として計上されている。

(4) 仲卸段階の流通経費

仲卸段階の流通経費は、仲卸業者が卸売業者から水産物を仕入れて、そのままの形態又は頭・内臓・えら等の除去、解体等の調製の処理を施した上で、小売業者等に販売するまでに要した経費である。

(5) 小売段階の流通経費

小売段階の流通経費は、小売業者が仲卸業者等から水産物を仕入れて、そのままの形態又は頭・内臓・えら等の除去等の調製の処理、2・3枚おろし、刺身等の処理を施した上で、消費者に販売するまでに要した経費である。

15 試算の考え方

(1) 5つの流通段階（産地卸売市場（産地卸売業者及び産地出荷業者）、消費地卸売市場（卸売業者及び仲卸業者）及び小売業者）を経由した場合の各流通経費等の割合は、漁業者が出荷した水産物が、5つの流通段階を経由して消費者に販売された場合の価格形成の状況を、全国の産地卸売業者、産地出荷業者、仲卸業者及び小売業者を対象に調査した販売金額等から試算したものである。

生産者受取価格や各流通経費等の詳細な計算方法については調査結果の概要の6ページに記載した。

(2) 漁業者が小売業者に直接販売した場合の価格形成

漁業者が小売業者に直接販売した場合の流通経費等の割合は、漁業者が出荷した水産物が、産地卸売市場及び消費地卸売市場を経由せず、小売業者に直接販売された場合の価格形成の状況について、漁業者が出荷した水産物が5つの流通段階を経由した場合の産地卸売業者への販売価格（生産者受取価格）〈①〉を100.0として次のとおり試算したものである。

ア 小売業者への販売価格（生産者受取価格）

漁業者から産地卸売業者に販売された販売数量及び販売金額を用いて、漁業者から産地卸売業者への販売価格〈②〉を算出し、同様に、漁業者から小売業者に販売された販売数量及び販売金額を用いて漁業者から小売業者への販売価格〈③〉を算出する。

〈③〉を〈②〉で除して算出した出荷先別販売価格比率〈④〉を〈①〉に乗じて小売業者への販売価格（生産者受取価格）〈⑤〉は試算される。

イ 小売価格及び小売経費

小売価格〈⑥〉は、小売業者が漁業者から仕入れた水産物の仕入金額に対する販売金額の割合を〈⑤〉に乗じて試算される。また、〈⑥〉から〈⑤〉を差し引いて小売経費〈⑦〉は試算される。

① 産地卸売業者へ = 産地卸売価格 - 産地卸売経費（産地卸売手数料等）
の販売価格

② 漁業者から産地卸売業者への販売価格 = 産地卸売業者への販売金額 / 販売数量

③ 漁業者から小売業者への販売価格 = 小売業者への販売金額 / 販売数量

④ 出荷先別販売価格比率 = 漁業者から小売業者への販売価格（③） / 漁業者から産地卸売業者への販売価格（②）

⑤ 小売業者への販売価格 = 産地卸売業者への販売価格（①）× 出荷先別販売価格比率（④）

⑥ 小売価格 = 小売業者への販売価格（⑤）× [小売業者の漁業者から仕入れた水産物の販売金額 / 小売業者の漁業者からの仕入金額]

⑦ 小売経費 = 小売価格（⑥） - 小売業者への販売価格（⑤）

(3) 漁業者が消費者に直接販売した場合の価格形成

漁業者が消費者に直接販売した場合の流通経費等の割合は、漁業者が出荷した水産物が、産地卸売市場や消費地卸売市場、小売業者を経由せず、消費者に直接販売された場合の価格形成の状況について、漁業者が出荷した水産物が5つの流通段階を経由した場合の産地卸売市場への販売価格（生産者受取価格）〈①〉を100.0として次のとおり試算したものである。

ア 販売価格

漁業者から消費者に販売された販売数量及び販売金額を用いて消費者への販売価格〈⑧〉を算出し、これを(2)アで算出した〈②〉で除して、漁業者が消費者に直接販売した場合の出荷先別販売価格比率〈⑨〉を算出する。これを〈①〉に乗じて消費者への販売価格〈⑩〉は、試算される。

イ 生産者受取価格及び販売経費

12(1)ウの方法で算出した販売経費に、(3)アで試算した<⑩>を<⑧>で除した割合を乗じて、漁業者が消費者へ直接販売の際に係る販売経費(試算値)<⑪>が試算される。そして<⑩>から<⑪>を差し引いて、生産者受取価格<⑫>は試算される。

⑧ 漁業者から消費
者への販売価格 = 消費者への販売金額 / 販売数量

⑨ 出荷先別販売
価格比率 = 漁業者から消費者への販売価格(⑧) / 漁業者から産地卸売業者への販売価格(②)

⑩ 消費者への販売
価格 = 産地卸売業者への販売価格(①) × 出荷先別販売価格比率(⑨)

⑪ 販売経費(試算値) = 販売経費 × [消費者への販売価格(⑩) / 漁業者から消費者への販売価格(⑧)]

⑫ 生産者受取価格 = 消費者への販売価格(⑩) - 販売経費(試算値)(⑪)

16 用語の解説

(1) 市場

卸売市場

魚類等の生鮮食料品の卸売のために開設される市場であって、生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場され、多数の出荷者から委託を受け、又は買い付けて販売する少数の卸売業者と多数の買い手による取引の場をいう。

産地卸売市場

漁業者又は水産業協同組合(漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに共済水産業協同組合連合会)から出荷される水産物の卸売のため、その水産物の陸揚地において開設される卸売市場をいう。

消費地卸売市場

荷さばき所を含めた産地卸売市場以外の中央卸売市場等の卸売市場をいう。

(2) 水産物漁業者段階調査

販売数量

漁業者が自ら漁獲・収獲し、販売した水産物の数量をいう。

販売金額

漁業者が自ら漁獲・収獲し、販売した水産物の金額をいう。

(3) 水産物産地卸売段階調査

産地卸売数量

産地卸売市場で販売された水産物の数量をいい、買入れたものを販売した際の数量を含む。

販売収入

「産地卸売金額又は産地卸売価格」をいう。

産地卸売金額又は産地卸売価格

産地卸売市場で販売された水産物の金額又は 100kg 当たりの価格をいい、買入れたものを販売した際の金額及び産地卸売手数料等を含む。

産地卸売手数料等	「産地卸売手数料」、「その他の手数料」及び「買付販売差額」をいう。
産地卸売手数料	産地卸売を行った際の卸売手数料をいう。
その他の手数料	産地卸売業者が、水揚げ料、選別料等として産地卸売手数料以外に産地卸売金額から控除している手数料をいう。
買付販売差額	産地卸売業者が直接買い付けたものを販売した際の差額をいう。
生産者への支払金額	水産物の販売収入から産地卸売手数料等を控除した金額をいう。
産地卸売経費	「販売費」、「事業管理費」、「事業外費用のうち支払利息」及び「完納奨励金及び出荷奨励金」をいう。
販売費	「包装・荷造材料費」、「集荷・運送費」及び「保管費」をいう。
包装・荷造材料費	販売事業で用いた容器（発泡スチロール箱、木箱、ビニール袋等）、包装資材（ビニールテープ等）及び保冷剤（氷等）に係る費用をいう。
集荷・運送費	他の産地卸売市場、中央卸売市場等に出荷した際の輸送費及び産地卸売市場で水産物の集荷を行った際に支払った運賃をいう。なお、自社所有の車両及び職員の自家用トラックを用いた場合は、運送会社等へ委託したものとして見積もった金額を含めて計上した。
保管費	他社の倉庫、冷蔵庫等を水産物の保管のため使用した場合に支払った保管料（倉敷料、入出庫料、保険料等）をいう。
事業管理費	「人件費」及び「その他の事業管理費」をいう。
人件費	水産物の販売事業における職員の労賃（役員報酬、給与手当、法定福利費、厚生費、退職給付費用等）をいう。
その他の事業管理費	施設費、減価償却費等が該当する。
事業外費用のうち支払利息	銀行等金融機関からの借入金の支払利息及び手形割引料をいう。
完納奨励金及び出荷奨励金	販売代金の早期納入を促進するため、買受人又はその組織する団体に対して支払う完納奨励金（売買参加者交付金）のほか、計画的出荷、規格・包装の改善を奨励するために、出荷者又はその組織する団体に対して支払う出荷奨励金をいう。

(4) 水産物産地出荷段階調査
仕入金額

取り扱った水産物を仕入れる際に支払った代金で、買掛金を含む金額をいい、翌決算期間に繰り越した商品を除き、前決算期間から繰り入れた商品を含む（水産物仲卸段階調査及び水産物小売段階調査において同じ。）。

販売収入	「販売金額」、「完納奨励金（売買参加者交付金）」及び「出荷奨励金」をいう。
販売金額	取り扱った水産物を販売した際に受け取った代金で、売掛金を含む金額をいう（水産物仲卸段階調査及び水産物小売段階調査において同じ。）。
完納奨励金（売買参加者交付金）	卸売業者から、仕入代金の早期納入に対して支払われた交付金をいう。
出荷奨励金	出荷先の卸売業者から、計画的出荷及び規格・包装の改善に対して支払われた交付金をいう。
産地出荷経費	「販売費及び一般管理費」及び「営業外費用のうち支払利息、割引料」をいう。
販売費及び一般管理費	「卸売手数料」、「包装材料費」、「車両燃料費」、「支払運賃」、「商品保管費」、「人件費」及び「その他の経費」をいう。
卸売手数料	出荷先の卸売市場の卸売業者に支払った卸売手数料をいう。
包装材料費	ビニール袋、パック、ひも、テープ等の包装材料に要した費用をいう。
車両燃料費	ガソリン、オイル等に要した費用をいう。
支払運賃	配送等のため運送会社等へ支払った運賃をいう。
商品保管費	取扱商品を倉庫（冷蔵庫等）に保管した場合に支払った保管料をいう。
人件費	給料手当（アルバイト等を含む。）、役員報酬（店主及び家族の給料を含む。）、通勤手当、賞与、退職金をいう。
その他の経費	租税公課、水道光熱費、通信費、修繕費、商品廃棄処分費、雑費等をいう。
営業外費用のうち支払利息、割引料	銀行等金融機関からの借入金の支払利息及び手形の割引料をいう。
傷み等で販売できなかった割合	仕入れた水産物のうち、傷み等により小売業者等に販売できなかった水産物の仕入金額に対する割合をいう（水産物仲卸段階調査において同じ。）。

(5) 水産物小売段階調査
仕入先別仕入金額割合

店舗で取り扱った水産物の仕入先別の仕入金額割合をいう。

17 利用上の注意

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 公表資料にある仕入金額、販売金額、卸売価格等の金額に関する事項は、消費税を含んでいる。
- (3) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。
「0.0」 : 単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）
「－」 : 事実のないもの
「x」 : 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- (4) 秘匿措置の方法は、次のとおりである。
統計数値については、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護する観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を講じている。
なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を講じる必要のない箇所についても「x」表示としている。
- (5) 令和7年度に行った本調査では、令和6年能登半島地震の影響により石川県の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）における事業者等については、調査を実施していない。
- (6) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和6年度食品流通段階別価格形成調査（水産物調査）」（農林水産省）による旨を記載してください。

18 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「流通」の「食品流通段階別価格形成調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/syokuhin_kakaku/#r

19 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 価格・消費動向班

電 話：（代表）03-3502-8111 内線 3718

（直通）03-6744-2049

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記お問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>

(参考) 魚種分類の定義

魚種分類		定義等 (標準和名<通称・地方名>)
かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く。)	みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
	びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
	めばち	めばち<だるま>
	きはだ	きはだ<きめじ>
	その他のまぐろ類	こしなが [前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属]
	かつお	かつお
	そうだかつお類	ひらそうだ、まるそうだ [そうだがつお属]
いわし類	まいわし	まいわし
	うるめいわし	うるめいわし
	かたくちいわし	かたくちいわし<せぐろ>
	しらす	いわし類の稚仔魚であって、35mm 以下程度のもの
あじ類	まあじ	まあじ
	むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ [むろあじ属]
さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば> [さば属]
さんま		さんま
たい類	まだい	まだい
	ちだい	ちだい<はなだい、ちこだい> [ちだい属]
	きだい	きだい<れんこだい> [きだい属]
	くろだい	くろだい<ちぬ、かいず>、きちぬ<きびれ> [くろだい属]
	へだい	へだい [へだい属]
ひらめ・かれい類	ひらめ	ひらめ
	かれい類	ひらめを除くかれい目の魚 (まがれい、さめがれい、やなぎむしがれい、あかがれい、まこがれい、あぶらがれい、そうはちがれい、めいたがれい、いしがれい、こがねがれい、おひょう、ひれぐろ (なめたがれい) 等) うしのした類 (あかしたびらめ、ささうしのした等 [うしのした科、ささうしのした科])
ぶり類		ぶり<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>、ひらまさ、かんぱち [ぶり属]
いか類	するめいか	するめいか
	あかいか	あかいか<むらさきいか、ばかいか>、あめりかお おあかいか
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類 (こういか類 (こういか、しりやけいか、かみなりいか<もんごういか>、こぶしめ [こういか科])、やりいか、けんさきいか、そでいか、あおりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等)

注： [] は、綱、目、科、属を示し、当該綱、目、科、属に含まれる全ての魚種を含む。
種名で示したものは、当該魚種に限る。